

関東学生体操連盟 諸規則変更(案)

【変更内容】

- ①第五章幹事校第8条、同規定9条について、現在の幹事校の選定方法を変更する。
- ②第七章学生役員第28条について、学生役員と準学生役員の区分けを新たな表記に変更する。

【変更理由】

- ①全日本学生体操連盟諸規則学生役員（幹事）派遣規程第3条の改訂に伴い関東支部の規程に定めるため。
- ②全日本学生体操連盟諸規則学生役員（幹事）派遣規程第5条の改定に伴い関東支部の規約に定めるため。

新 第五章 幹事校	旧 第五章 幹事校
第8条 幹事校は、加盟大学の代表校で構成され本連盟の基盤となり、毎年度役員総会において承認される。	第8条 本連盟の幹事校は、全日本学生体操連盟より関東支部の幹事校内から推薦される。
第9条 <u>幹事校の選定は、以下に示す当該年度の競技会出場状況および結果等により、次年度の幹事校を役員総会にて決定する。</u> <u>(1) 体操競技は、全日本学生体操競技選手権大会に団体として出場した1部校および次年度の1部昇格校</u> <u>(2) 新体操は、全日本学生新体操選手権大会の団体競技、個人競技の両方に出場した大学</u> <u>(3) その他、必要に応じて本連盟より推薦された大学</u>	第9条 その他の幹事校の内容については、全日本学生体操連盟諸規則「学生役員（幹事）派遣規定」第3条に準ずる。
新 第七章 学生役員	旧 第七章 学生役員
第28条 1、派遣された役員で、支部または <u>本連盟の運営を日常的に支えることができる学生を学生役員とし、日常的には支えることが不可能な学生を準学生役員とする。</u>	第28条 1、派遣された役員で、支部または本連盟所在地に日常的に通うことが可能な学生を学生役員と称し、通うことが不可能な学生を準学生役員とする。

その他 諸規則変更について

- ・日本体操協会の事務局引っ越しに伴い、2019年6月24日より住所が変更となる。

【新旧対照表】

第二章 名称及び事務所

新 諸規則	旧 諸規則
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
第2条 本連盟は、事務所を <u>東京都新宿区霞ヶ丘町4-2</u> 公益財団法人日本体操協会内に置く。	第2条 本連盟は、事務所を東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館 公益財団法人日本体操協会内に置く。